

平成17年度

「テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)」
応募要領
(下期)

平成17年11月

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 技 術 調 査 課
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室

1. 公募の目的

公共事業に関連した民間等による技術の開発は、公共工事の品質の確保や安全で安心な暮らしの実現、良好な環境づくり、快適で生活コストの安い暮らしの実現において、大きな役割を担っている。民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を生み出すためには、有用な新技術を公共工事等に積極的かつ円滑に導入していくことが重要である。

このようなことから、国土交通省では、平成13年度より「公共工事における技術活用システム」を運用し、有用な新技術の活用促進を図っている。

さらに本年度から、新技術の開発が促進され、良い技術が育成し、社会に還元されるスパイラルの確立を目指し再編・強化した、「公共工事等における技術活用システム（評価試行方式、テーマ設定技術募集方式（フィールド提供、推奨技術選定）」）を試行的に運用する。この中のテーマ設定技術募集方式（フィールド提供）では、産学官の有識者等による新技術活用評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、具体的な現場ニーズに基づく技術テーマを設定し、技術の公募・評価を行い、画期性が高く、特に優れていると評価された技術に対し、フィールドを提供するものである。また、選定された技術については、「新技術情報システム」（以下、NETIS という。）で公表し、適用可能な直轄工事等での活用に務め、技術の普及を図ることとする。

2. 公募技術

（1）公募対象技術

公募対象とする新技術は、次のいずれかを満たすもののうち、具体的な直轄工事等の現場ニーズと合致するものとする。

- ①高度な技術であって、瑕疵発生時の修復・代替が困難なもの
- ②行政ニーズ、施策ニーズ等から、早急に試行し、その効果を確認する必要があるもの

（2）テーマ・現場条件等

別紙「公募テーマ」を参照

（3）応募技術の条件等

応募技術に関しては、“（1）公募対象技術”で示した条件とともに、以下の条件を全て満たすこと。

- 1) 技術開発が完了し、かつ応募段階で国土交通省の直轄工事等に活用することが可能な技術であること。
- 2) 選定及び事業実施の過程において、選定に係わる者（評価委員会、事務局等）及び事業の遂行に係わる者（地方整備局、事務所等）に対して、応募技術の内容を開示することについて問題がないこと。
- 3) 応募技術を事業に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された技術について技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 選定された技術については NETIS（評価試行方式）に登録するものとする。（「公共工事等における技術活用システムにおける評価試行方式」として登録済の場合は除く。）
また、選定された技術はテーマ設定技術募集方式（フィールド提供）選定技術とし、フィールドでの試行結果である事後評価をNETIS上に公表する。

3. 応募資格等

（1）応募者

- 1) 応募者は、応募技術の開発を中心となって実施し、かつ事業を実施又は製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。

なお、行政機関^(*)、特殊法人（株式会社を除く）及び公益法人（以下、「行政機関等」という。）については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり選定された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者（請負者）になり難いことから、下記の「共同開発者」としてのみ対象とし、自ら応募者とはなれない。

また、予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができる者）、第71条（一般競争に参加させることができない者）の規定に該当しない者であること。

^(*)「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 2) 上記1)の条件を満たすものが複数存在する場合は、応募者が複数になっても差し支えない。ただし、応募技術に係わる各応募者の責任の所在が明確であること。
- 3) 応募者は、各地方整備局における「有資格者」^(*)である必要はないが、選定された技術の試行等には、「有資格者」の認定が必要となる場合がある。
^(*)「有資格者」とは、国土交通省が一般競争（指名競争を含む）に参加するものに対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。
- 4) 応募技術の選定結果は、応募者に通知するものとする。

(2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関し、応募者とはならないまでも参画を行った「個人」や「民間法人」、多寡に係わらず参画を行った「行政機関等」とする。
- 2) 申請する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者としてNETIS上で公表される。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添の「応募資料作成要領」に基づき作成し、郵送（下記郵送・問い合わせ先への書留郵便に限る。持参又は電送によるものは受付けない。）にて提出すること。

(2) 説明会の実施

説明会を以下の要領で行う予定。

- 1) 日 時：平成17年11月17日（木） 13時30分～14時30分
- 2) 場 所：東京都千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル 大会議室（B）
- 3) 出席登録：会場のセッティングの都合により、11月16日（水）12時まで、
(4)の問い合わせ先にF a xで出席登録を行うこと。出席登録には、会社名、出席者名、連絡先が必要となる。
- 4) そ の 他：説明会当日は、「応募要領」の数に限りがあるので、NETISのホームページ（<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html>）から「応募要領」をダウンロードして持参すること。

(3) 問い合わせ受付

公募テーマに関する条件等の問い合わせ受付を以下の要領で行う。

- 1) 期 間：平成17年11月11日（金）から平成17年11月25日（金）17時まで
- 2) 問 合 せ 方 法
： (4)の郵送・問い合わせ先にて、F a xでのみ受け付ける（様式自由）。
電話での問い合わせには応じないものとする。
- 3) そ の 他：問い合わせに関して、公募テーマの条件等の補足を公表する必要がある場合はNETISのホームページ（<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html>）に掲載する。

(4) 郵送・問い合わせ先

国土交通省大臣官房技術調査課内

新技術活用評価委員会事務局（大木、村山）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

Fax 03-5253-1536

(代表) TEL 03-5253-8111 (内線 22345、22348)

5. 公募期間

公募期間は、平成17年11月11日（金）から平成17年12月21日（水）（当日消印有効）とする。

6. 技術の選定に関する事項

(1) 技術の選定に関する基本的考え方

選定にあたっては、従来の技術に比べ画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものを基本として選定する。

また、行政・政策ニーズ等から早急に試行する必要性あるもの及び公共の利益に対する効果が明確であるものを選定する。

(2) 技術の選定にあたっての前提条件

- 1) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ、公募条件、応募技術の条件等に適合していること。

(3) 技術の選定の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選定を行う。

- 1) 技術の安全性・耐久性に関して問題がないこと。
- 2) 技術の現場への適応性に関して問題がないこと。
- 3) 従来技術に比べ、画期性が高いこと。
- 4) 現場のニーズに対する活用の効果が優れていること。

7. 応募結果の通知・公表について

(1) 結果の通知・公表

- 1) 応募者に対して、新技術活用評価委員会の審査終了後に選定結果を文書で通知する予定である（通知時期については、時間を要することがある）。また、選定された技術はNETIS上において、テーマ設定技術募集方式「フィールド提供」の選定技術として公表する。
- 2) NETIS（評価試行方式）に未登録の技術については、選定後にNETIS（評価試行方式）の登録手続きを行い、技術情報をNETIS上において公表する。

(2) 事後評価結果

選定された技術について、具体的なフィールドにおいて試行を行う予定である。試行された結果は、事後評価としてNETIS上で公表する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。

3) その他 選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

8. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (3) 応募された資料の差し替えは、原則認めない。
- (4) 応募された資料は返却しない。
- (5) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (6) 選定の過程において、応募技術の内容について応募者に説明を求める場合がある。
- (7) 選定された技術の試行にあたり、応募者には工事発注等でその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- (8) 選定された技術の試行にあたり、発注者は原則として、試行工事の実施箇所において標準的に使用される従来技術により施工した場合の標準積算額を上限として費用を算出し、対象工事の予定価格に計上するものとする。ただし、評価委員会が従来技術に比べ効果が高いと見なした場合等は、必要な費用負担を別途考慮する場合がある。
- (9) 選定された技術の応募者は、原則として試行によって行う調査に要する費用を負担するものとする。

応募資料作成要領

1. 応募に必要な資料

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、国土交通省のホームページ (<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html>) よりダウンロードすることができる。

- ① 「テーマ設定技術募集方式（フィールド提供）」申請書（様式－１）
- ② 技術概要書（様式－２）
- ③ 技術提案書（様式－３）
- ④ 安全性・耐久性に関する資料（様式－４）
- ⑤ 施工実績内訳書（様式－５）
- ⑥ 添付資料（任意）
- ⑦ 電子データ（様式－１、様式－２、様式－３、様式－４、様式－５及び添付資料の電子ファイルを収めた3.5インチフロッピーディスクもしくはCD-R）・・・・・・・・・・1式
- ⑧ 資料受領通知はがき（別記－１）・・・・・・・・・・1枚

※提出資料は①、③、④、⑤、⑥はA4版、②はA3版とすること。（⑥添付資料の基本はA4版とすること。ただし、パンフレット等でA4版では不都合なものについては、A3版とすることができる。また、添付資料には通し番号を記入のこと。）

※1つの添付資料の枚数は、10枚を上限とする。それ以上の枚数になる場合は、その添付資料の内容を10枚以内に要約し、それを添付資料として提出すること。

※事務局は選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を応募者に求めることがある。

※①、②、③、④、⑤、⑥は、まとめて1部とし、左上角をWクリップで留め、合計4部（正1部、副3部）提出すること。⑦、⑧は1部提出すること。

2. 各資料の作成要領

(1) 「テーマ設定技術募集方式（フィールド提供）」申請書（A4版1枚）様式－1

- 1) 応募者は、応募技術を中心となって開発した「個人」、「民間法人」とする。
 応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印すること。また、応募者が「民間法人」である場合は、法人名とその法人代表者の役職並びに氏名を記入の上、法人印及び法人代表者の公印を押印すること。
 申請書のあて先は、国土交通省大臣官房 技術総括審議官とすること。
- 2) 1. 技術名称は、25字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入すること。
- 3) 2. 別紙「公募テーマ」の中から応募技術が該当するテーマを1つだけ記入すること。
 なお、本項で記入したテーマ名に当該技術は応募したものと見なす。
- 4) 3. 担当窓口（選定結果通知先）は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当の方1名（応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口となる担当者1名）を記入すること。
- 5) 4. 共同開発者（個人・民間法人・行政機関等）は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間法人、行政機関等について記入すること。

(2) 技術概要書（A4版 任意枚数）様式－2

- 1) テーマ名
 別紙「公募テーマ」の中から応募技術が該当するテーマを1つだけ記入すること。
 （様式－1で記載したテーマ名を転載する。）
- 2) 技術名称及び副題
 技術名称、副題は（様式－1）と同一のこと。（技術名称は必須入力）

3) 技術の概要

技術の概要を200文字以内で簡潔に記入すること。

4) 技術の詳細

① 技術の詳細について記入すること。

② 技術の詳細は、以下の目次構成にしたがって記入すること。

1. 技術開発の背景及び契機

技術開発の背景及び契機について簡潔に記入すること。

2. 応募技術の特徴

応募技術の特徴について参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

3. 応募技術が画期的な点

応募技術が従来の技術と比べて画期的な技術である点を、箇条書きで簡潔に記入すること。

4. 写真・図面等

応募技術の詳細説明に必要な写真・図面等を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

5. 活用の効果

① 従来技術に対する優位性や期待される効果を箇条書きで簡潔に記入すること。

② 応募技術の従来技術に対する優位性を「定量的」かつ「具体的」に記入すること。

経済性に関しては、コストが何%減少(又は増加)するか、工程に関しては、何%減少(又は増加)するかを記入すること。なお、コストについては、上段に別紙の公募テーマの詳細に記載の「提供するフィールド②試行規模」の場合、下段に同「提供するフィールド③経済性比較の際に用いる工事規模のモデル」の場合について、それぞれ記載すること。幅を持たせて、「〇%～〇%減少」等の標記でもよい。

品質・出来型、施工時の安全性、施工性に関しては、「向上」・「同程度」・「低下」のいずれかを記入する。

自然環境への影響、景観、その他については、必要に応じて「向上」・「同程度」・「低下」のいずれかを記入すること。

③ ②で記入した経済性等について、コメントがある場合は、箇条書きで簡潔に記入すること。

6. 適用範囲

① 応募技術が適用できる条件(現場条件、環境条件等)の範囲を簡潔に記入すること。

② 応募技術が適用できない条件(現場条件、環境条件等)の範囲を簡潔に記入すること。

③ 応募技術が今回の応募テーマとは別の分野へ適用できる可能性を持つ場合、簡潔に記入すること。

5) 特許取得情報

応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、該当部分にマークを記入すること。

6) 建設技術審査証明事業等

応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、又は民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和62年建設省告示1451号)に基づく審査証明書を取得している場合は必要事項を記入すること。また、応募技術が過去に建設技術評価規定(昭

和 53 年建設省告示 976 号)、又は港湾に係る民間技術の評価に関する規定(平成元年運輸省告示第 341 号)に基づいた評価等を取得している場合は必要事項を記入すること。

7) NETIS 登録 (参考)

該当する箇所にマークを記入すること。また、NETIS へ登録済みの場合は、登録番号を記入すること。NETIS (評価試行方式) に登録申請中の場合は、申請先の技術事務所名を記入すること。なお、この項目は参考のため使用し、評価に影響はない。

8) 表彰経歴 (参考)

応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。なお、この項目は参考のため使用し、評価に影響はない。

9) 施工実績 (参考)

応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。また、別紙様式-5 に国土交通省の活用実績がある場合は、最新のものより 10 件までを、発注者名、工事件名、施工箇所、工事期間、工事内容の順に表中に記入すること。国土交通省の実績がない場合も、必要に応じ、最新のものより 10 件まで記入してもよい。

なお、この項目は参考のため使用し、評価に影響はない。

10) 添付資料一覧

添付する資料名を本様式に記入すること。

なお、以下の添付資料-1~4 は該当する場合、必ず添付すること。添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・添付資料-1: 応募技術のパンフレット
- ・添付資料-2: 特許等の公開・公告された写し (特許等の取得状況が該当する場合)
- ・添付資料-3: 公的機関の評価等の写し (技術審査証明・技術評価等取得の場合)
- ・添付資料-4: 表彰経歴 (表彰経歴がある場合)

上記添付資料も含め、1つの添付資料の枚数は A4-10 枚 (パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする) を上限とする。それ以上の枚数になる場合は、その添付資料の内容を A4-10 枚以内に要約し、それを添付資料として提出すること。(例えば、“技術資料”、“積算資料”等)

なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号(例: 添付資料-1)を付けること。ただし、添付資料-1~4 の中で該当する添付資料がない場合は、添付資料番号を繰り返さないこと。その他の添付資料については、「添付資料-5」から添付資料番号をつけること。

(3) 技術提案書 (A4版 1枚) 様式-3

各テーマに対して求めるフィールド要求性能に対して、応募技術が該当する性能を数値等を用いて記入すること。また、それぞれに対して根拠となる資料等を添付して、その資料番号及び該当ページ等を記入すること。

(4) 安全性・耐久性に関する資料 (A4版 1枚) 様式-4

1) 安全性

応募技術の構造(成立するための)安全性及び施工する際に該当する安全性に関し、応募技術の性能について数値等を用いて簡潔に記入すること。また、それぞれに対して根拠となる資料等を添付して、その資料番号及び該当ページを記入すること。

2) 耐久性

応募技術が持つ性能に対し、耐久性に関して該当する内容を数値等を用いて記入すること。また、それぞれに対して根拠となる資料等を添付して、その資料番号及び該当ページを記

入すること。

3)その他

その他、応募技術が持つ性能に対し、特に優れた性能があれば該当する内容を数値等を用いて記入すること。また、それぞれに対して根拠となる資料等を添付して、その資料番号及び該当ページを記入すること。

(5) 施工実績内訳書 (A4版 1枚) 様式-5

応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。国土交通省の活用実績がある場合は、最新のものより10件までを、発注者名、工事件名、施工箇所、工事期間、工事内容の順に表中に記入すること。国土交通省の実績がない場合も、必要に応じ、最新のものより10件まで記入してもよい。

発注者については、「国」・「地方」・「民間」等を記入すること。

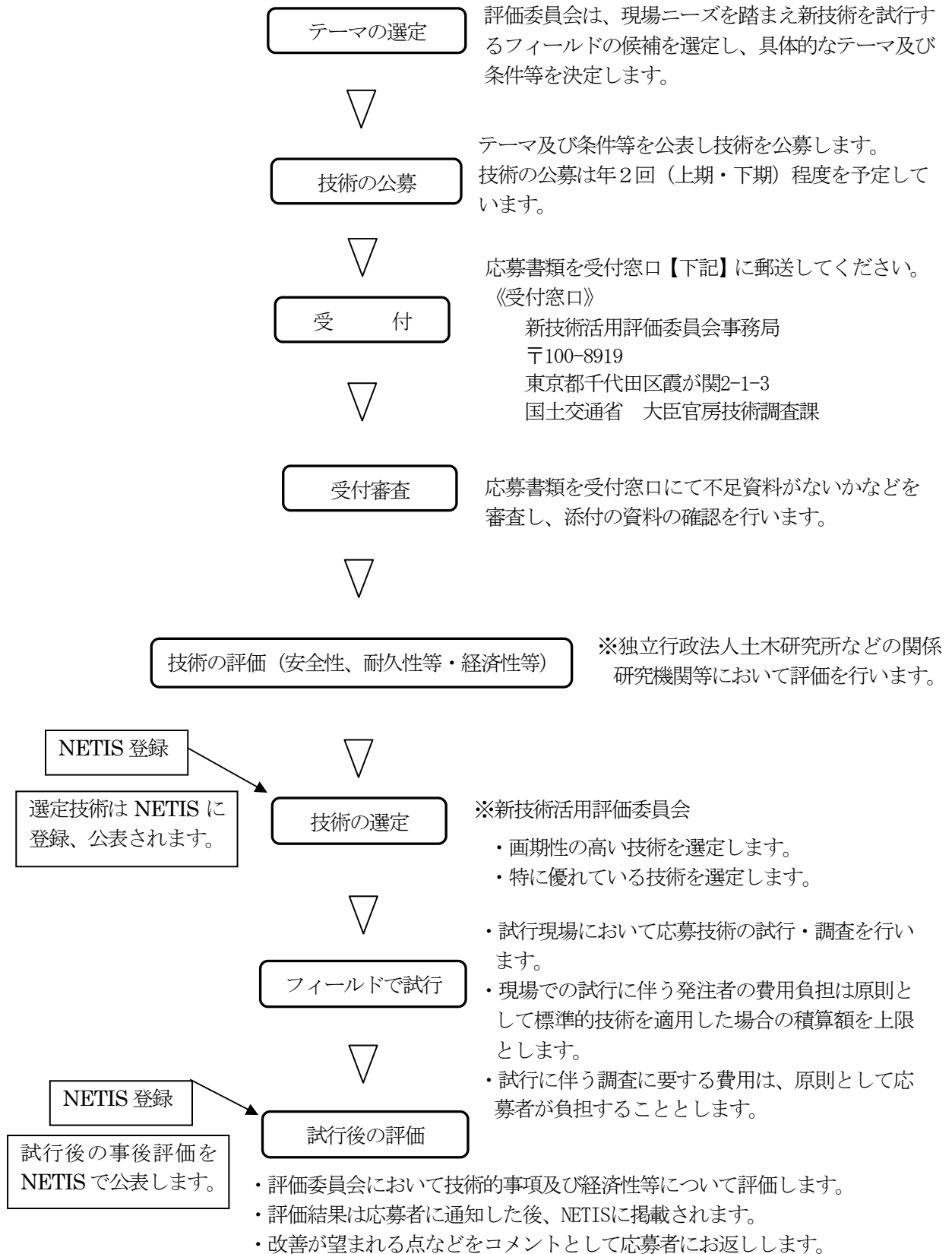
工事概要については、「道路維持工事」、「橋梁下部工事」等を記入すること。

施工箇所については、都道府県(または市町村まで)を記入すること。

工事年については、応募技術が活用された工事の発注年を記入すること。

工事内容については、応募技術が活用された概算数量などを記載すること。

テーマ設定技術募集方式（フィールド提供）応募から評価・選定、試行まで



(別記-1)

資料受領通知はがき

本省へ郵送された応募資料については、資料受領の通知を応募者の窓口担当者(応募者が複数の場合は、代表する窓口担当者)宛通知しますので下記に示した内容のはがきを1枚同封してください。(記入は手書き(楷書)でもかまいません。)

郵便番号も忘れずに記入して下さい。

<p>切手貼附のこと</p> <table border="1" data-bbox="481 813 735 913"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>窓口担当者の住所及び氏名</p>									<p>※裏面には何も記入しないでください。</p>

(表 面)

(裏 面)